

いのちと健康 ニュース

NO. 52

1993年11月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市中区平和二丁目2番3号

高齢者労働会館5F TEL.FAX 052-322-0406

編集発行責任者 中京 東四郎

〔国公・全労働〕

「大幅増員を求める国会請願署名」

全労働省労働組合副委員長松本稔氏

この25年間で労働省職員は、3000名減員しました。

労災給付業務等を主に担当する労働事務官等だけをみても約1100名減員しています。

一方、労災補償支払件数は9.5%増加し、年金受給者数は5倍に増加しています。

全国の労働基準監督署で労災保険給付を扱っている職員数は約2000名、1年間に約2500件を審査、決定していることになります。

この他労災保険料の適用業務や徴収業務（保険料を滞納している事業所の差し押え等もやっているのです。）

三者行為災害（交通事故による災害）等々の処理にも当たっています。

複雑な業務上外の決定などの調査のまとは家に持ち帰ってやるといっている人もいます。

長時間労働やサービス残業をきびしく取り締まってくれとの声も多くありますし、不景気の中で賃金未払い事業場が増え、外国人労働者にまつわる相談も窓口へ寄せられます。

✓安全で健康に働くための作業環境の改善も強い要求となっています。

過労死をはじめとする職業性疾病の処理に時間がかかりすぎると総務庁が勧告をしました。しかし時間がかかりすぎるこの原因には目を向けようとはしません。

教育、福祉等国民生活関連予算をおさえ、大企業本位の政治をすすめる臨調行革路線のもとで労働省の職員数は削減され、多くの働く方々の要求に応える体制が作られていないことにメスを入れるべきです。

必要なところに必要な人と予算を、もっと喜ばれるいい仕事をしたい。国の機関で働く仲間の声も切実です。

私達は今、労働行政体制の確立を求める「大幅増員を求める国会請願署名」にとりくんでいます。

地方自治体での意見書採択にも力を入れています。

労働省の行政姿勢を労働者、国民の側に立たせること。同時に期待に応えられる行政を作っていきたいと思います。

（8/15付「全国家族の会」ニュース転載）

健康で働ける明るい
快適職場をつくろう



日
一
号
06
郎

改
処
告
る
せ
さ
行
さ
制
べ
も
機
め
に
入
の
側
れ
成
し

〔労働省〕平成4年度健康状況調査
健康診断の実施は事業所の85.7%

10/21、実施状況調査を発表

労働省が10/21 発表した平成4年度の「労働者健康状況調査」によると、昨年10月までの1年間に定期健康診断を実施した事業所は85.7%で、昭和62年の前回調査に比べ、6.5ポイント上昇、健康管理が進んでいることが分かった。

調査は昨年11月、約12,000の事業所（従業員10人以上）と、そこで雇用されている労働者約16,000人を対象に実施した。

それによると、従業員100人以上の事業所の実施率は99%を上回っており、前回調査とほとんど変わらなかったが、10人以上29人以下の小規模事業所で前回の73.3%から82.1%へと大幅に改善されたのが目立った。

また、禁煙・喫煙場所を設けたり、空気清浄器を設置するなど喫煙対策に取り組んでいる事業所は34.1%で、前回より4.7ポイント上昇。従業員5,000人以上の事業所では、85.6%（前回76.1%）に達した。

一方、身体の疲れを訴える人は前回の67.3%から64.6%に、神経の疲れの訴えも前回の72.2%から70.1%へとそれぞれ減少。労働省は「時短が進んだためではないか」と分析している。

調査では、初めて「将来の健康に対する不安」について質問。「少し不安をもっている」（67.2%）「大変不安をもっている」（10.3%）と、健康に不安のある人が8割近くに上ることが分かった。

（10/21、「平成4年度調査結果速報」より）

主催：愛知健康センター
第3回労働安全衛生活動学習交流集会

11/28 am10:00～pm3:00 女性会館

愛知健康センターの結成以来、労働安全衛生法に基づく「職場の労働安全衛生委員会の活動」の充実、機能活性化をめざして取り組んできました。

特に定期健康診断や特別健康診断の実施によって身体の不調、疾病等の早期発見をしていくこと、また、身体の構造、役割など健康知識も学習して熟知するなど衛生活動の強化をめざしてきました。

労働安全衛生法は、使用者に法的に義務や責任を課していますが、なかなか順守させることは困難です。

これを打開していくのは、労働者自身と労働組合の姿勢にかかっています。

労働者は、身体が資本です。かけがえない身体を健康に維持していくことこそ一番大切なことです。

労働安全衛生活動を労働者自身のものにしていく努力が必要です。

今回で第3回の交流集会になりますが「職場での労働安全衛生活動」を具体的にどのように進めているかを、活動の進んだところから報告してもらい、それをもとに経験交流を行ない、おたがいに学びあうことにします。

〔報告予定〕

名勤生協労組・名古屋水道労組

名古屋市立高教組・豊橋市職員労組

〔交流と討論〕

各組合から自由発言。

〔参加費〕無料

〔郵産労〕 過労死にさらされる

18時間徹夜の郵便局の「新夜勤」

3時間の仮眠ができる見直しを要求

『午前2時に一日の仕事が終って、2時間後の午前4時に「翌日」の仕事が始まる。夕方4時から延べ18時間の拘束』

こんな非人間的な深夜勤務交替制（新夜勤）労働が、今年3月から主要な郵便局の郵便現場で強いられています。

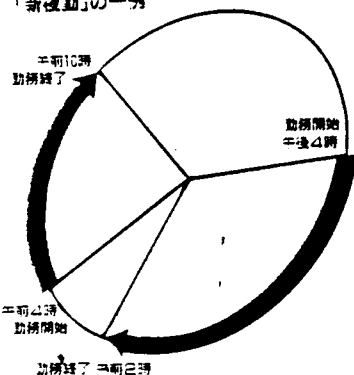
深夜の郵便局の仕事はほぼ立ちっぱなしの郵便の区分、運搬作業です。

この仕事に「機会均等」を口実に男性ばかりでなく女性も従事しています。

午前2時に仕事が終わる午前4時にまた始まる仕事で家に帰れといわれて帰れるはずがありません。

この2時間でまともな仕事を維持する仮眠をとることも不可能です。

「新夜勤」の一例



「新夜勤」の抜本見直しと、責任ある仕事ができる3時間程度の仮眠を要求しています。

（郵産労発行の「要求ピラ」から）

〔西枇杷島タクシー〕

「渡辺過労死控訴裁判」の公正判決を求める署名

業務上災害と認める判決を！

故・渡辺錠平さんは、タクシー運転手として西枇杷島タクシー（株）に勤務してきましたが、昭和53年11月23日早朝の寒さの中、一昼夜勤務を終えて洗車作業をしているときに急性心筋梗塞を発症し42才の若さで死亡しました。

故人は、亡くなる前1ヶ月の労働時間は285時間以上、倒れる前1年間では3312時間以上働いていました。

このような反生理的な深夜労働を含む過酷な長時間のタクシー運転労働に25年間近くにわたって、従事してきたもので故・渡辺錠平さんの死亡が業務に起因することは明らかです。

とりわけ心筋梗塞を発症する1ヶ月前より、故人が訴えていた「みぞおち」の痛みは、狭心症の発作であったことが、控訴審の証拠調べで、明らかとなりました。

故人は、狭心症の発作を繰り返しながら一昼夜交替勤務という過重な労働に従事してきた結果、狭心症を急激に増悪させ死亡するに至ったもので、この点からも業務と死亡との因果関係は明らかというべきです。

名高裁は、控訴審で明らかになったこれらの事実を直視され、一審判決を取り消し、業務上災害と認めるよう要請します。（連絡先：愛知健康センター）

~~~~~

【お願い】 来年2月、に判決の予定となっていますので、要請署名にご協力下さい。（事務局）

建設現場から過労死をなくそう！  
渡辺労災裁判を支援する会結成総会  
10/26、10団体・22名参加

会社は夫が高血圧症であることを知りながら、地下鉄工事など長期間、過酷な労働をさせたため過労死したとして、遺族が労災認定などを求めている「渡辺労災裁判」を支援する会の結成総会が10月26日、名古屋市女性会館で開催されました。

劣悪な条件で労働者を働かせる一方、汚職で肥え太るゼネコンの責任を追及、建設現場から過労死をなくすよう訴えていきます。

遺族は渡辺光子さん（64才）。夫の一夫さんは1988年12月、JR 名古屋駅地下鉄工事で現場監督として従事していて、深夜急性心筋梗塞で倒れ61才で死亡されました。

遺族は過労死として労災申請をしましたが、南労働基準監督署は、これを「不支給」業務外と決定しました。

遺族はこれを不服として審査請求をしながら、名古屋地裁に「不支給」の取り消しと、間組と嘉戸工務店に損害賠償を求める裁判をしています。

結成総会には、建設関係労組をはじめ10団体・22名が参加しました。

支援する会は、今後署名活動を取り組むほか、間組名古屋支店や嘉戸工務店にたいして労災認定への協力、損害賠償を要請します。

〔支援する会の連絡先〕

愛知健康センター

TEL・FAX 052-322-0406

第2回 地方でのいのちと健康を交流集会

12/12、am9:00～pm3:00 大阪東興ビル

愛知健康センターでは、地方でのいのちと健康を守る運動と交流をさらに広げることの必要を考え、昨年「第1回地方でのいのちと健康を守るとりくみを育てるための交流会」を愛知県犬山市で開催しました。

参加団体（9地方と全労連）の確認として、今後こうした地方でのいのちと健康を守るとりくみと運動の交流集会を継続していくこととしました。

今年の第2回目の交流集会は、関係団体と協議した結果、12月に大阪で「労働者安全・健康センター」（仮称）が設立されるのを機会に、12月11日（土）午後の設立総会あとレセプションに参加し、翌12日（日）午前9時から午後3時30分の日程で「第2回 地方でのいのちと健康を守る交流集会」を行なうことを大阪の方々の協力を得て企画いたしました。

各地方での運動やとりくみの経験を交流しあいながら、さらにそれぞれの地方の特徴を生かした活動を発展させるために、お忙しい時期とは思いますが趣旨を理解頂き多くの方々のご参加がいただけるようお願いいたします。

〔参加費〕4000円（資料代・弁当代等）

〔宿泊〕9000円（宿泊と朝食）

〔申込み〕愛知健康センター  
TEL・FAX 322-0406

~~~~~  
（11/1、「ご案内」文書より抜粋）